2025 年度（令和７年度）

逗子海水浴場事業者・利用者ルール

2025 年（令和７年）５月

逗 子 市

目　　次

ページ

Ⅰ　基本事項　・・・　1

Ⅱ　建築期間及び解体期間　・・・　3

Ⅲ　海水浴場の開設　・・・　5

Ⅳ　海の家の営業に関するルール　・・・　6

Ⅴ　逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務　・・・　11

Ⅵ　海水浴場利用者に関する注意事項及びルール　・・・　15

Ⅶ　関係機関連絡先　・・・　17

Ⅷ　参考資料　・・・　17

Ⅰ　基本事項

1　目的

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例(以下「条例」という。)第３条、及び神奈川県作成の海水浴場ルールに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づく「逗子海水浴場の運営に関する検討会」(以下「検討会」という。)での協議を経て、公共的性格を十分留意し、安全で快適な海水浴場を維持することを前提としたうえで、にぎわい・魅力も創出することを目的とする。

2　協議関係者　逗子海水浴場の運営に関する検討会

3　海岸占用・海水浴場開設期間等

（１）海水浴場開設期間

令和７年６月 27 日（金）から８月 31 日（日）まで　66 日間
開場時間は９時から 17 時まで

（２）占用期間　**令和７年５月 26 日（月）から９月 21 日（日）まで**

（３）建築期間　**令和７年５月 26 日（月）から６月 26 日（木）まで**

（４）解体期間　**令和７年９月　１日（月）から９月 19 日（金）まで**

※必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。
また、解体工事は全ての解体作業を原則として９月 15 日（月）までに終了する。

※公共の海岸を利用することを踏まえ、排水など環境に対しての配慮を最大限行う。

4　逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守について

市や逗子海岸営業協同組合（以下「組合」という。）だけでなく、検討会メンバーや市民など**多くの人が常に海水浴場を注意深く見守っている**ことが重要。

逗子海水浴場事業者・利用者ルール（以下「ルール」という。）違反を出さないために、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を重視する。

ルールの周知については、市や組合、検討会メンバーなどの関係各所の連携のもと進める。海水浴場への道中やホームページ等での事前周知を行い、特に砂浜での飲酒については、酒類の持ち込みをさせないために近隣商店や海水浴場入口での周知を行う。

ルール違反が発生した場合は、10～11 ページの体制に基づき対応する。

5　組合内におけるルール等の周知徹底について

組合が全員で一丸となってルールを認識、遵守して、違反を防ぐためには、ルールの周知徹底が重要となるので、次の取り組みを行う。

① 海の家の出店受付時にルールを周知し、誓約書にはそれを遵守すること及び場合によっては海岸組合定款により除名処分となること等を記載する。
② 建築・解体期間についても、各店との連携、コミュニケーションをとり、各店舗へ組合理事が直接説明を行っていく。また、海岸中央入り口に海の家工事関係者向けの分かり易い注意看板を設置し、ルール周知と安全確保を行う。
③ 飲酒の際には節度を保つことを前提とし、泥酔者は出さないことを海岸組合が宣言し、店頭に掲示する。また、条例により海の家以外では飲酒出来ないことの周知及び飲酒後の遊泳の危険性を啓発する看板を作成し、設置する。
④ 飲酒後に水上オートバイを操縦することの危険性を啓発するため、水上オートバイ

操縦者への酒類提供を行わない旨を記載した掲示物を設置する。

⑤　店内に従業員向けの分かり易いルールを掲示し、アルバイト等の末端従業員にまでルールが周知できるようにする。

⑥　店舗の責任者等を分かり易くするために、海の家の屋号・営業種目・組合員・店長の名前を記載した出店者証を、店の敷地外から見てもわかるよう掲示する。また、組合員の顔写真一覧を事務所内に配置する。

⑦　水着で街中を歩かないように呼び掛ける看板を砂浜各入り口に設置し、また海岸組合が毎年発行しているチラシに条例に関する項目を記載する。

⑧　通報受付窓口の連絡先を記載した掲示物を設置する。

Ⅱ　建築期間及び解体期間

1　建築期間　　**令和７年５月 26 日（月）から６月 26 日（木）まで**
　　解体期間　　**令和７年９月　１日（月）から９月 19 日（金）まで**
　　海岸への車両乗り入れ時間　　７時から 20 時まで

2　海の家関係者及びすべての工事関係者の注意事項

（１）共通事項

①建築期間及び解体期間の海岸利用は、建設・解体工事作業に限る。レジャー（バーベキュー、マリンスポーツ等）は禁止する。

②建築期間及び解体期間には、海の家関係者及びすべての工事関係者の目に付きやすい場所にルールを掲示する。

③建築期間及び解体期間においても、事業者のルール違反に対する処分は海水浴場開設期間中の扱いと同様とする。

④自然災害等により、やむを得ず建築期間又は解体期間、車両乗り入れ時間を延長する必要がある場合には、組合と市で協議し、その結果を周知する。

⑤海の家の建築・解体の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用する等、配慮する。

（２）車の乗り入れ、搬入・搬出に関する事項

①**必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。**
また、解体工事は全ての解体作業を原則として９月 15 日（月）までに終了する。
期間外の工事車両の進入はできない。

②海岸へ車を乗り入れる際には、国道 134 号地下通路を使用し、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した海岸組合発行の海の家関係許可車両証（下記参照）を車両に表示する。車両証がない車両は進入できない。

令和 ７年　月　日付　神奈川県横須賀土木事務所許可済　神奈川県指令須土第　　号

令和７年度
海の家関係許可車両証

屋　号　○　○　○　○　○
連絡先　○○○－○○○－○○○○

乗入可能時間
５月　　日～６月　　日　７時～20 時
６月　　日～８月　　日　５時～８時 30 分、18 時 30 分～21 時
９月　　日～９月　　日　７時～20 時

令和　　年　　月　　日

逗子海岸営業協同組合　印　　046-871-3850

③海岸へ乗り入れできる車は、海の家工事関係車両のみとする。工事関係車両は工事現場に駐車し、必要最低限の台数とする。

④一般車両の進入防止のため、**毎回の出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底する。**

⑤国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。

⑥海岸入口では一時停止し安全確認する。海岸に車を乗り入れる際は、周囲の安全確保、誘導を行い、十分周囲に注意し徐行して安全運転に努める。海の家関係者同士で積極

的に声掛けを行い、事故防止に努める。
⑦国道 134 号線より資材の搬入搬出を行う際には、警察による道路の許可を取るとともに許可時間内に作業を行い、渋滞や騒音等のトラブルを発生させないようにする。
⑧土・日・祝日は海岸利用者が多いことが予想されるため、海岸入口に警備員等を配置し、安全管理に努める。

（３）砂浜での注意事項
①砂浜では廃材等を埋める、燃やす、海岸のごみ箱へ捨てる等の行為を絶対にしない。
②砂の中に埋設した物（杭や浸透ます等）は掘り起こしてすべて撤去し、また、釘や針金等放置すると危険なものは注意して回収し、砂浜にはできるかぎり残さない。砂中に隠れているねじや釘は、磁石等で回収する。
③クレーンにより作業する場合は、警備員を配置し**事故にならないよう周囲に対し細心の注意を払い、**海岸利用者が危険を感じる事のないようにする。ただし、車両積載型トラッククレーン（いわゆる「ユニック」）により作業する場合は、警備員を要しない。
④建築・解体工事期間中は、建築資材・廃材を占用区域外には置かない。やむを得ず占用区域外に置かざるを得ない場合には、**他の海岸利用者の通行等の妨げにならないよう、必要最低限にとどめる。**
⑤台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。
⑥占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

Ⅲ　海水浴場の開設

1　海水浴場開設期間　　**令和７年６月 27 日（金）から８月 31 日（日）まで　66 日間**

2　開場時間　　**９時から 17 時まで**
（ライフガードによる監視時間）

3　海水浴客の安全・事故防止について
海水浴場での事故を防ぐため、次のことを行う。
①開場時間中、海岸東・中央・西の３ヵ所に次のいずれかの標旗を掲げる。

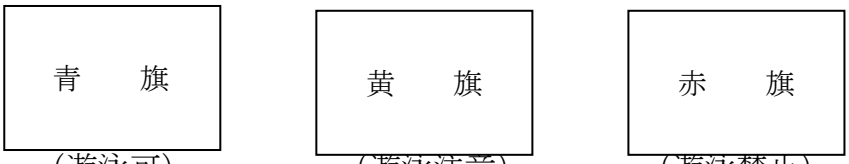

（遊泳可）　（遊泳注意）　（遊泳禁止）

②遊泳区域をロープ、ブイで区画し、砂浜には注意看板を設置する。
③開場時間中の海水浴場区域内へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。なお、監視員が使用する救難活動用の水上オートバイ、レスキューボードについては除外する
・ゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。
・ボディーボードについては、長さが 1.2ｍを超えないもの及びプラスティック等の硬い部分がついていないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。
・スキムボードの使用は禁止する。
・これに類した行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
④監視船による海水浴場の監視活動は水上オートバイで行うため、監視所前に幅約７メートルの監視船専用通路を設置する。
⑤地震、津波対策の避難案内ポスターを作成し、各海の家に配布する。
⑥開場時間中、海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
⑦海水浴客に対し、次の放送を適宜行う。
・海水浴客への注意事項
・迷子の呼出し
・その他必要がある場合
※上記の安全・事故防止等に関する放送を妨げない範囲において、海水浴場活性化や観光情報等に関する放送を行うことができる。

4　海水浴場マナーアップ警備について
条例及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の遵守、県海水浴場条例に基づくたばこの注意等を行うため、市が警備会社に委託してマナーアップ警備を実施する。
警備期間：６月 27 日（金）から８月 31 日（日）まで
警備時間：原則９時から 21 時まで
また、検討会メンバー、市、市委託のマナーアップ警備員等が実施するパトロール及び合同パトロールについて、市は計画し、調整を行う。

Ⅳ　海の家の営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

1　営業に関する注意事項及びルール

（1）営業期間　　海水浴場開設期間と同じ

（2）営業時間

①原則

閉店時間　20 時 00 分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18 時 30 分までとする。(イエローカードが１１ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店 60 分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

②試行実施

ア　閉店時間　21 時 00 分（20 時 00 分以降は海の家の BGM を流さない）

イ　試行期間　・令和７年８月１日（金）から８月 17 日（日）まで

・逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが 19 時以降まで開催される見込みのある日

ウ　目的

・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親しんでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。

・南海トラフ地震臨時情報の影響や地域住民への周知不足の指摘もあり、十分な検証ができていないことを踏まえ、取組を継続し、検証する。

エ　マナーアップ警備

・試行期間中、組合は 21 時 00 分から 22 時 00 分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により 21 時 00 分まで営業しない場合は除く。

オ　試行の中止

・試行期間中の 20 時 00 分から 21 時 00 分までの間、Ⅴ．３の違反行為に対する処分（11～12 ページ）が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。

・試行期間中に閉店時間を 21 時 00 分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

（３）クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

（４）ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

（５）イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の２週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施にあたっては、検証に必要な音楽及び音楽以外のイベント双方を行うものとし、実施回数は、必要最小限とする。また、同時間帯のイベントは１つとし、音楽イベントに限っては１日に実施するイベント回数は、１回までとする。

ア　目的

・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのはどのようなイベントかを検証するため。

・昨年度行われた試行的イベントは、実施ジャンルに偏りがあり、どのようなイベントが風紀を維持し、ファミリービーチとしての魅力を高める方策となり得るか十分な検証ができていないことから、様々なジャンルを実施・検証する必要があるため取組を継続する。

イ　条件

【共通事項】

・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。

・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。

・実施時間は９時00分から19時00分までの間とすること。

・イベントの開催を予定している海の家は、開催月の前月10日までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。

・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

【音楽イベントに関する特記事項】

・音楽イベントは観客が着席して鑑賞する弾き語り形式を基本とすること。

・音楽イベントの申請があった際、市は関係機関に送付し、イベントを実施する海の家は関係機関からの指導に従うこと。

・観客に発声やダンスを求めて盛り上げようとするなど、あおるような行為は厳に慎むこと。

・マイクや機材等の音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。

ウ　イベントの中止

・イベント実施時にⅤ．３の違反行為に対する処分（11～12 ページ）が行われ

た場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義
イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。
また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

（６）騒音対策
①海の家の中に出力をしぼった重低音を発生させないスピーカーを設置して、ＢＧＭを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGM を流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。

（７）反社会的勢力の排除の徹底
①組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
②組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

（８）風紀上の対策
①海の家の従業員は、刺青、タトゥー等の露出はしない。（***条例第４条***）
②酒類・タバコを販売する際に、購入者が 20 歳未満であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
③店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努め、また泥酔者にはアルコール類の提供を行わない。
④提供したアルコール類は店舗内から砂浜へ持ち出さないよう注意喚起をする。
⑤飲酒をした客に、遊泳しないようにポスターや声かけ等の注意喚起をする。
⑥飲酒後に水上オートバイを操縦することによる事故防止のため、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない。また、その旨を記載した掲示物を設置し、声かけ等の注意喚起をする。
⑦店舗内で他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出しないよう客に注意喚起をする。客が明らかに注意を聞き入れない等、店舗側において対応が困難な場合は、マナーアップ警備員に通報する。
⑧店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に防止するよう努める。店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報する。
⑨強引な客引きは行わない。

⑩店舗内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努める。

（９）ごみの処理及び清掃

①海の家は、自身の店の前から波打ち際までの砂浜を毎日清掃する。

②組合は、海の家の営業に伴い発生するごみについて、ごみ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

③組合は、台風などの荒天時に、大量のごみや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかにごみ収集業者に連絡し、処理を行う。

④ビーチクリーンに積極的に参加し、逗子海水浴場の美化に努める。

⑤海岸に設置したごみ箱へは、海の家から出た事業系のごみを絶対に入れない。建設・解体時も同様とする。

(10) 適切な排水等の処理

①海の家は、排水を浸透ますで処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

②海の家は、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(11) 災害・荒天時の対応

①海の家は、地震等の災害発生に備え、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「逗子市津波ハザードマップ」を海の家に置いて利用者が認識しやすい場所に掲示する。

②避難場所や避難誘導の手順について、市やライフセーバー等の関係者との連携を図る。

③台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。特に平均風速20m/s 以上が予想される場合にはテラス席の備品を全て撤去する。

(12) 苦情対応等

①組合及び海の家は、海の家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には、丁寧に対応する。

②海の家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の調整を図る。

③組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(13) 占用許可区域以外の土地利用

①海の家は、海の家の運営に係るサマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海の家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。特に、飲食の提供としてバーベキューに関する営業を行う海の家は、占用許可区域外を絶対に利用しない。

②ビーチパラソルについては、通路確保のために通路に沿って２本までは事前展開できるが、それ以外は利用者が求めてから外に出すようにし、事前展開をしない。

(14) 関係法令等の遵守

組合及び海の家は、占用許可や営業許可のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等、関係法令の遵守を徹底する。

(15) その他

①家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチを実現するために自主パトロールを行う。

②海水浴場区域内には、終日、水上オートバイを乗り入れることを禁止する。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

2　海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール

（1）荷物の積み下ろしに限り、海岸への車の乗り入れを認める。

（2）海岸へ車を乗り入れる際には、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証を車両に表示する。許可車両証がない車両は進入できない。

（3）国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。また、車両を乗り入れる際には海岸利用者の安全を最優先とし、最大限注意を払う。なお、夜間の駐車はできない。

海岸への車両乗り入れ時間

5時から8時 30 分まで 及び 18 時 30 分から 21 時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたときは、この限りでない。

（駐車時間は荷物の積み下ろし等の必要最小限とし、速やかに退出すること。）

（4）国道 134 号線に駐車しての荷物の積み下ろし等の作業は、禁止する。

Ⅴ　逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

組合は、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を行い、違反者が出ないようにすること。条例・規則・ルールについての指摘に真摯に対応すること。

1　通報があった際の対応フローチャート

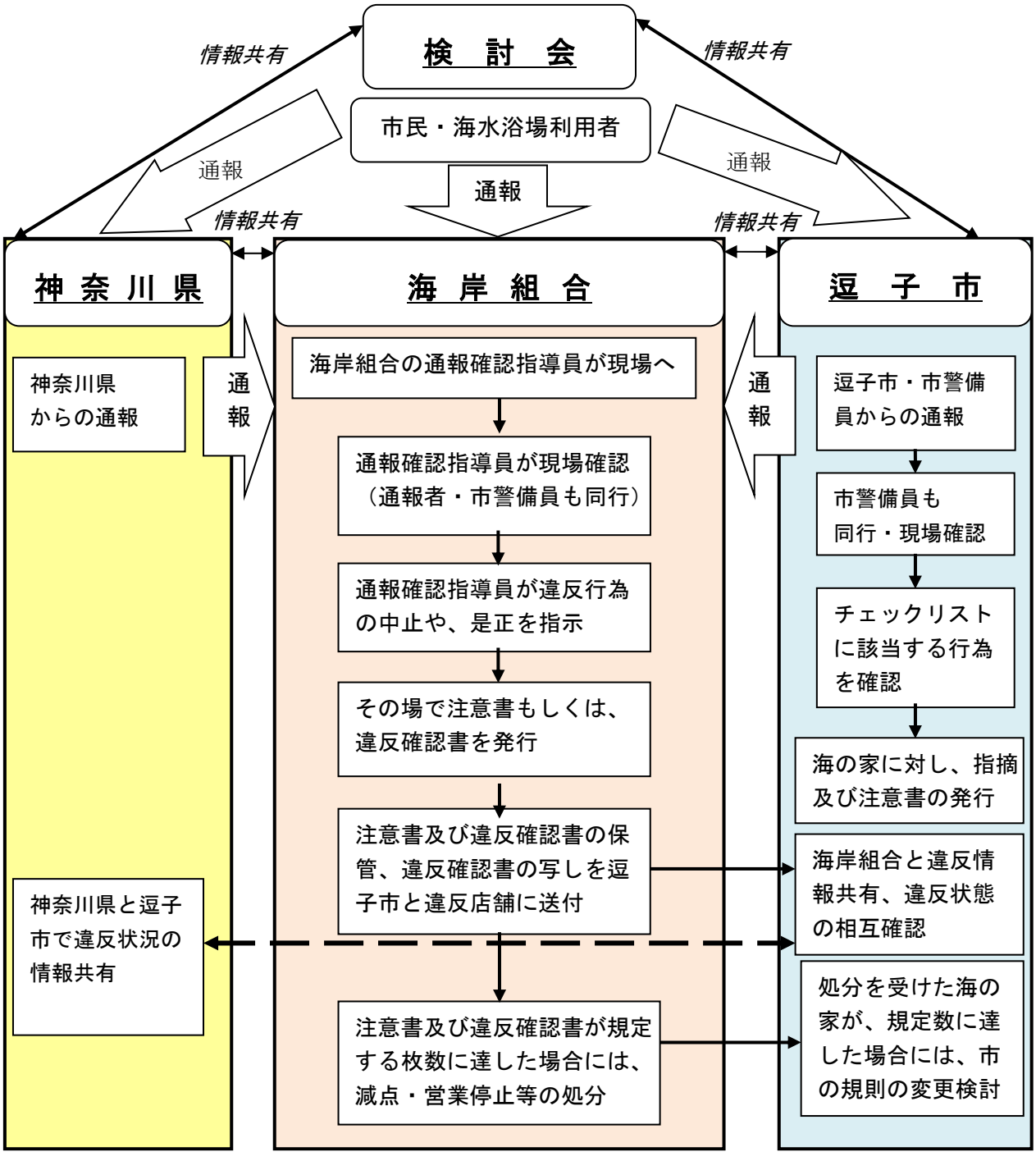

2　通報への対処体制の確立

①通報受付の連絡先を公開し連絡先を明確化する。

②通報受付の連絡先は複数用意し、迅速な対処ができる体制をとる。

③警察及び行政機関等を通じての苦情は、その顛末を必ず文書（報告書）で報告する。

３　違反行為に対する処分

（１）注意・指摘について

市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、チェックリストに記載された各項目の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書（以下「イエローカード」という。）を１枚発行する。ただし、「酒の持ち出し」項目については、１日のうちに３回注意するごとにイエローカードを１枚発行する。

１週間以内に同じ項目でのイエローカードが２枚となった場合、翌週１週間の 18 時 30 分以降の営業はできないものとする。また、イエローカードが当該シーズン中に５枚累積した場合、１点減点とする。

なお、１週間は金曜を起点とし、木曜を終点とする。

海の家のチェックリスト

項目	チェック内容
出店者証	外に向けて出店者証が取り付けられていない
入れ墨の露出	従業員が入れ墨を露出している
	他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出している客に注意喚起せず、店舗側において対応が困難な客をマナーアップ警備員に通報していない
音楽	所定のスピーカーを所定の位置に設置していない
	マナーアップ警備員が周辺の状況に比べ、音量が明らかに大きいと判断できる
利用者の酒の持ち出し	従業員が外の客に酒を運んでいる
	海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない。
水上オートバイ操縦者への酒の提供	水上オートバイ操縦者であることの確認を怠り、水上オートバイ操縦者に酒を提供している
閉店時間	閉店時間経過後も客出しの声かけをしていない
	閉店表示をしていない
その他	上記以外のルール違反と疑わしき行為

※酒の持ち出しについては１日のうちに３回注意するごとに注意書を発行するもの。

海の家のチェックリストに該当する行為を確認した際のフローチャート

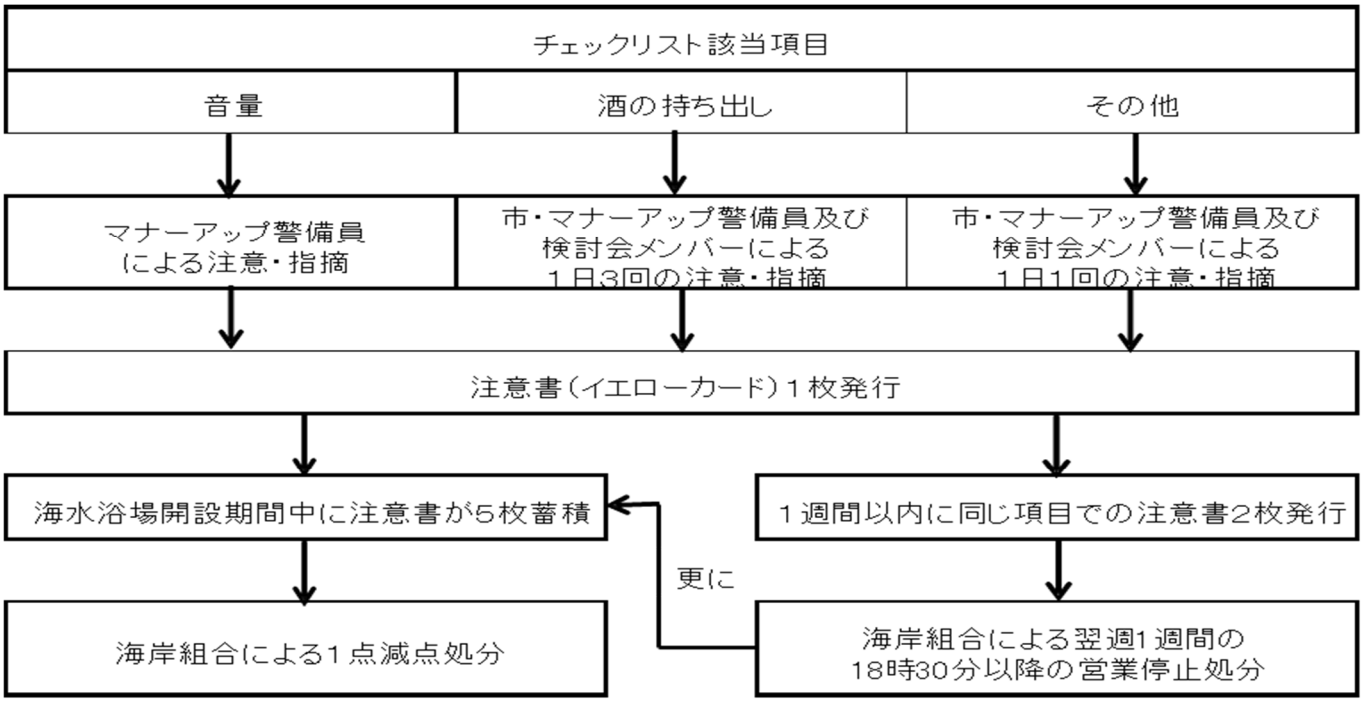

（２）違反確認及び減点について

組合は、違反した海の家に対して違反確認書を発行し、海の家を営業する組合員に対して、違反行為の種別に応じた点数を加点し、合計が６点となった場合は営業停止処分、９点以上となった場合は除名処分を行う。営業停止の期間については海岸組合の定款及び規則に準じて行う。

なおこの点数は、違反をした日から２年を経過する日まで消滅しない。

違反行為の種別	点数
市及び組合が再三注意しているにも関わらず、従わない海の家の行為	6
クラブ的営業を企画するなど重大な 条例・規則違反を市及び組合が確認したとき	3
許可されてないにも関わらず 134 号線上から積み下ろしを行うなど、重大なルール違反を市及び組合が確認したとき	2
ルール違反によるイエローカード発行が５枚累積したとき及び建築・解体期間中のルールについて、市及び組合が注意したにも関わらず、改善されていないとき	1

※重大とは故意または悪質なものを指す。

４　海岸出入通路の管理

（１）海水浴場開設期間中

開錠時間：5 時から 8 時 30 分まで　及び　18 時 30 分から 21 時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたときは、この限りでない。

①組合が、海岸出入通路のカギの管理を行う。

②一般車両の進入防止のため、搬入業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

（２）海の家建築･解体期間中

開錠時間：7 時から 20 時まで

①土・日・祝日は海岸利用者が多い事が予想されるので警備員等を配置し、砂浜への車の乗り入れ等について組合が管理する。

②一般車両の進入防止のため、工事業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

5　完了検査

組合による撤去完了検査を 9 月 19 日（金）までに実施する。この後、海岸管理者が組合立会いのもと完了検査を実施する。

6　組合によるパトロール

（１）音量チェック

組合は、海水浴場及び近隣の人家付近のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。音量のチェックには組合で決めた特定の計測器を使用する。

（２）マナーアップ警備員巡回同行

組合は、期間中行われているマナーアップ警備員が実施する 14 時・18 時の巡回に同行する。ただし、状況に応じては、組合と市で協議をした上で、同行回数を変更することができるものとする。なお、18 時の巡回には、市民が同行できるものとする。

（３）閉店後の街中パトロール

組合は、期間中の閉店時間後、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮し、街中のパトロールを行う。なお、パトロールに当たっては、来場者に対して静穏を促す呼びかけと、ポイ捨てごみへの対応を行うものとする。

7　事故の被害対応

海の家の建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、当該海の家とともに、組合は誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めるものとする。

Ⅵ　海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

海水浴場利用者は、他の利用者の妨げとならないように配慮して逗子海岸を利用するとともに、海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、法令及びルールを遵守しなければならない。

1　海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

（1）飲酒

・逗子海岸の砂浜での飲酒を禁止とする。ただし、海の家では可能。（***条例第５条***）

・飲酒したら遊泳しない（***県海水浴場条例施行規則第５条）***

・飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

（2）バーベキュー

逗子海岸の砂浜でのバーベキューを禁止とする。ただし、海の家では可能。（***条例第５条***）

（3）入れ墨・タトゥー

逗子海岸での他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出を禁止とする。（***条例第５条***）

（4）拡声装置等の使用

逗子海岸でのスピーカー等の拡声装置の使用を禁止とする。（***条例第５条***）

（5）違反した利用者への措置

市長は、違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。（***条例第６条***）

・原則３回以上注意を受けても違反行為を中止しない利用者に退場を勧告する。ただし、著しく他の利用者の妨げとなっている場合や明らかに違反行為を中止する意思が確認できない場合には、３回の注意を要せず退場を勧告することがある。

・退場を勧告された利用者が、海水浴場開設期間中に再度来場し、違反行為を行った場合、３回以上の注意を要せず退場を勧告する。

（6）粗暴な言動の禁止

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為をしてはならない。

（7）海水浴場区域内での行為

・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。

・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。

・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのボディーボードの使用については、長さが 1.2m を超えないもの及びプラスティック等の硬い部分がついていないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。

・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのスキムボードの使用は禁止する。

・上記に類する行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
・砂浜における危険行為（人が密集する箇所での球技やドローンの使用など）についても禁止する。※ただし、事前の許可を市から受けたものはこの限りではない。
・海水浴場開場時間中の海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
・大型テント（タープ）等は、危険防止及び他の利用者の妨げとならないよう、混雑するエリアや通路への設置はしないよう配慮する。

（８）ゴミ

海水浴場利用者は、自らの出したゴミを持ち帰り、砂浜や近隣住宅等に放置してはならない。

Ⅶ　関係機関連絡先

逗子市市民協働部経済観光課	０４６－８７３－１１１１
神奈川県横須賀土木事務所	０４６－８５３－８８００
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	０４６７－２４－３９００
神奈川県逗子警察署	０４６－８７１－０１１０
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	０４６－８２３－０２１０
横須賀海上保安部	０４６－８６２－０１１８
逗子市消防署	０４６－８７１－０１１９
（公財）かながわ海岸美化財団	０４６７－８７－５３７９
逗子海岸営業協同組合	０４６－８７１－３８５０

Ⅷ　参考資料

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・同施行規則
海水浴場ルールに関するガイドライン
逗子海岸営業協同組合定款
逗子海岸営業協同組合規約
出店届兼誓約書
違反確認書

新宿一丁目
逗子海岸
逗子開成学園
高等学校・中学校
新宿二丁目
遊泳区域
逗子海岸
新宿一丁目
新宿中継
ポンプ場
浄水管理センター
桜山ユーライフ公園
社務所
逗子海岸
遊泳区域
規則第６条で定める範囲
海水浴場区域